

法曹人口の拡大及び
法曹養成制度改革
に関する政策評価
説明資料

法曹人口の拡大及び法曹養成制度改革に関する政策評価の概要

調査の背景

- 政府は法曹人口の拡大を目指し、法科大学院を中核とする新たな法曹養成制度を構築したが、
 - ・ 新司法試験の合格率は低迷(平成22年25.4%)
 - ・ 司法試験合格者数3,000人の目標も未達成(平成22年2,133人)
 - ・ 法曹(法科大学院)志願者数が大幅に減少(平成16年度72,800人→22年度24,014人)

- 関係府省は、法曹養成制度の問題点や改善方策を検討するための新たな体制の構築が必要との検討結果を取りまとめたが、現時点では実現していない
- 司法修習生に対する給費制の1年延長法案を可決した際に、法曹養成制度の速やかな検討を求める国会決議(平成22年11月)

- これらの検討を促すよう、法曹人口の拡大及び法曹養成制度改革に関する政策について、総体としてどの程度効果を上げているかなどの総合的な観点から評価を行い、関係行政の今後の在り方の検討に資するため実施

主要調査項目と調査の視点

1 法曹人口の拡大及び法曹養成制度改革に関する政策の現況

- 法曹人口の拡大及び法曹養成制度改革に関する各種施策の実施状況と目標の達成状況を把握・分析

2 法曹人口の拡大及び法曹養成制度改革に関する政策の効果の発現状況

- 各種施策の実施により、法曹養成制度改革の理念・目的に照らしてどのような効果が発現しているか、法曹志願者や法曹利用者の視点に留意しつつ分析

3 その他

- 新司法試験不合格者対策等の実施状況を調査

主要調査対象

調査対象機関

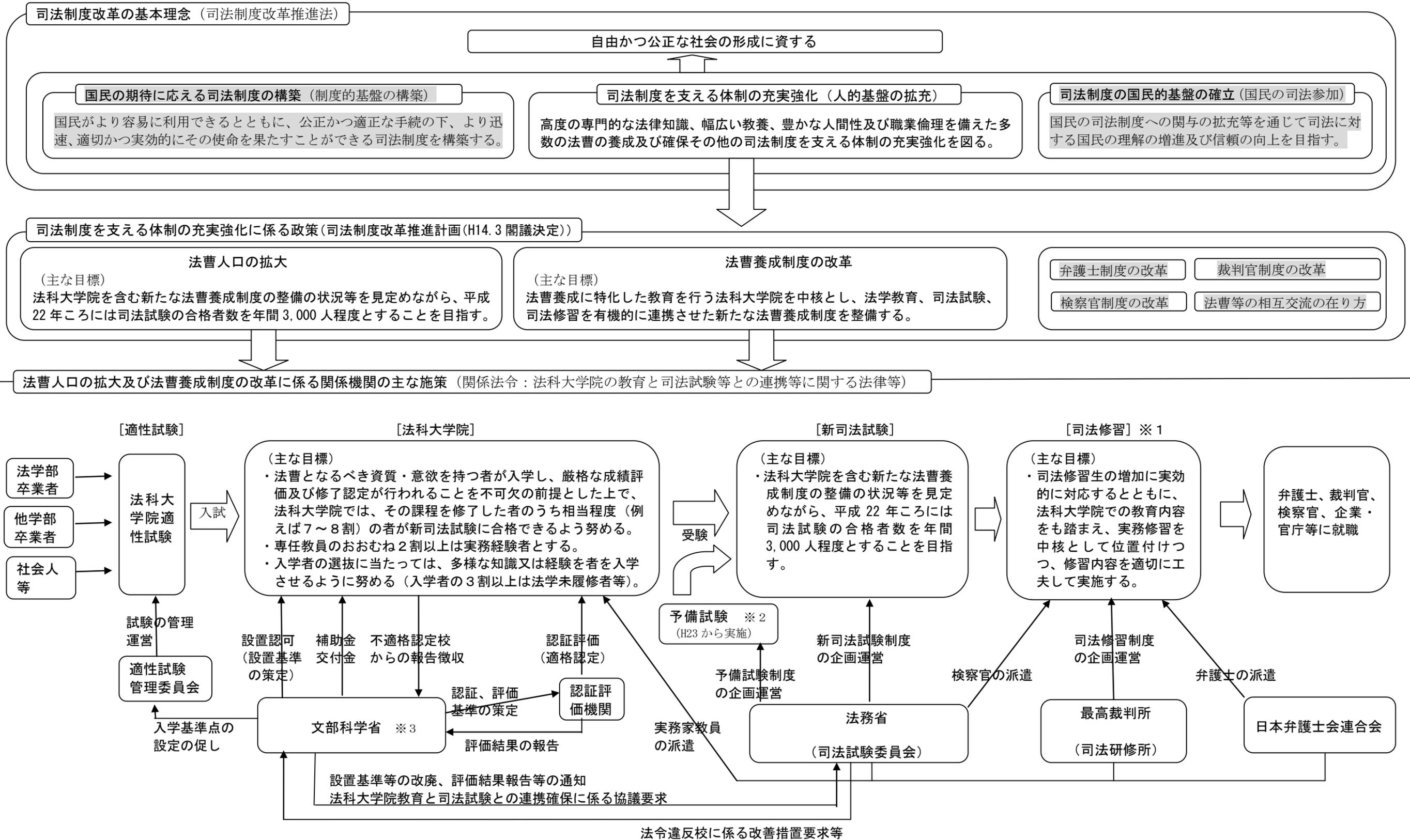
法務省、文部科学省

協力依頼対象機関

法科大学院、最高裁判所、日本弁護士連合会、関係団体等

法曹人口の拡大及び法曹養成制度改革に関する政策の体系（イメージ）（未定稿）

凡例：網掛部分は評価の対象外



※1 司法修習については、最高裁判所が所管するところであるが、審議会意見書や連携法等において、法科大学院における教育と司法試験及び司法修習生の修習との有機的連携を図るとされていることを踏まえ、その必要とする範囲で調査することが必要。

※2 予備試験については、平成23年度から実施されるため、本政策評価の実施段階では施策の効果を測定することはできない状況にあるが、今後の予備試験の実施状況に留意しつつ評価することが必要。

※3 文部科学省は、法科大学院の教育の質の向上を図るため、法学未履修者の確保、入学選抜における競争性の確保、厳格な成績評価・修了認定の徹底、入学定員の見直し、各法科大学院の改善措置状況調査等の取組みを実施中。

「法曹人口の拡大及び法曹養成制度改革に関する政策評価」の評価チャート（未定稿）

評価対象政策	司法制度改革推進法、法科大学院の教育と司法試験等との連携等による法曹の養成に関する法律等に基づき、関係府省等が講じている法曹人口の拡大及び法曹養成制度改革に関する政策
評価の観点	法曹人口の拡大及び法曹養成制度改革に関する法務省及び文部科学省の各種施策が、総体としてどの程度効果を上げているかなどの総合的な観点から評価。その際、制度の利用者の観点から、「各種施策の実施により期待されていた効果が得られているか」との政策の有効性の観点を中心に評価し、十分な効果が上がっていない場合、その原因及び改善方を検討

主要調査項目及び調査の視点

主な調査手法

1 法曹人口の拡大及び法曹養成制度改革に関する政策の現況

- 関係府省等における各種施策の実施状況
法曹人口の拡大及び法曹養成制度改革のために、法務省、文科省、最高裁等は、どのような施策を、いつから、どの程度講じているか、その実施状況を把握・整理。
- 政策コストの投入状況
法曹を養成するために、どの程度の国費及び個人負担額（法曹一人当たりの養成コスト）が投入されているか、それは、旧制度に比べどの程度増加しているかを把握・分析。
- 政策目標の達成状況
司法試験合格者数3千人、法科大学院修了者の相当程度（7～8割）が司法試験に合格、法科大学院入学者に占める社会人や非法学部出身者の割合3割以上等の各種の政策目標の設定根拠及び達成状況を把握・分析。

- 法務省、文科省、最高裁、日弁連等から、左の調査事項に関する保有データを入手・分析するとともに、ヒアリング調査を実施。
- 法曹になるための個人負担額等については、法科大学院生、司法試験受験者、弁護士等へのインタビュー調査等により把握・分析。
- 政策目標の達成状況については、全国マクロデータのほか、各法科大学院別のデータを当該事務局等から入手・分析するとともにヒアリング調査を実施。

2 法曹人口の拡大及び法曹養成制度改革に関する政策の効果の発現状況

- (1) 法曹人口の拡大
法曹人口は平成16年～22年の間に9,251人増加（うち、93%が弁護士）しているが、どのような効果が生じているか。他方、法曹志願者の大幅な減少や弁護士の就職難等の指摘があるが、どのような支障が生じているか。

- 法曹需要の増減状況について、民事・刑事等事件数と弁護士の関与状況の推移、弁護士人口の地域的偏在の解消状況、企業等の組織内弁護士や地方公共団体の相談窓口への弁護士の活用等新たな活動領域の拡大状況等のデータ・事例を把握・分析。
- 法曹人口の拡大による国民生活への影響、今後の法曹需要等について、国民や法曹志願者への意識調査と弁護士等へのインタビュー調査を実施

- (2) 法科大学院制度の創設
・法科大学院の理念（入学者の適性の適確な評価及び多様性の確保に配慮した公平な入学者選抜を行い、少人数による密度の高い授業により、将来の法曹としての実務に必要な学識及びその応用能力並びに法律に関する実務の基礎的素養を涵養するための理論的かつ実践的な教育を体系的に実施し、その上で厳格な成績評価及び修了の認定を行う）及びそれを実現するための措置（実務家教員の参加、第三者評価等）は、どの程度達成され、どのような効果を上げているか。また、関係機関の連携は十分図られているか。
・法科大学院教育の質の向上を目指した文科省の入学定員の見直し等の取組は、どのような効果を上げているか。

- 各法科大学院を实地調査し、法科大学院教育の現状と課題、教育の質の向上のための取組状況とその効果についてのデータや事例等を把握し、横断的に比較。
また、第三者評価や中教審の改善状況調査で指摘を受けている法科大学院を实地調査し、問題点等の発生原因と改善措置状況、改善未了の理由等を把握・分析。
- 法科大学院の教官・学生、受験予定者に、左の調査事項に関する意識調査を実施。

- (3) 司法試験制度改革
・新司法試験の理念（法科大学院における教育との有機的連携の下に、裁判官、検察官又は弁護士となろうとする者に必要な学識及びその応用能力を有するかどうかの判定を行う）は、どの程度達成され、どのような効果を上げているか。
・年間合格者数3千人目標未達成の原因は何か。また、未達成となったことにより、どのような支障が生じているか。
・法科大学院修了を受験資格とし修了後5年間に3回の受験制限を設けているが、どのような効果又は支障が生じているか。また、試験の方法・科目・日程、合格基準の透明性確保等について改善を求める意見があるが、見直しの余地はないか。

- 法務省、文科省及び最高裁から、司法試験と法科大学院の教育及び司法修習との連携方策の実施状況に関するデータを入手・分析するとともに、ヒアリング調査を実施。
- 法科大学院の教官・学生、新司法試験の受験者・合格者、受験予備校関係者等に、左の調査事項に関する意識調査を実施。
- 受験資格や受験回数を制限したことによる影響（例えば、再度の法科大学院入学や司法試験の受け控え等）に関するデータを把握・分析。

- (4) 司法修習制度改革
・司法修習制度改革の理念の一つである法科大学院の教育との有機的連携はどの程度図られ、どのような効果を上げているか。

- 文科省及び最高裁から、法科大学院の教育と司法修習との連携確保方策の実施状況に関するデータを入手・分析するとともに、ヒアリング調査を実施。
- 司法修習終了者に、左記事項に関する意識調査を実施。

- (5) その他
新司法試験の合格率は低迷（平成22年：25.4%）しており、受験資格喪失者も1,737人に及んでいるが、このような新司法試験不合格者はどの程度発生し、どのような進路変更を行っているか。
また、これらの不合格者について、関係府省や法科大学院等は実態把握や必要な対策を講じているか。

- 法務省、文科省、法科大学院、受験予備校等から、新司法試験不合格者、受験資格喪失者、不合格者の進路等に関するデータを入手・分析するとともに、ヒアリング調査を実施。
- 新司法試験不合格者に、左記事項に関する意識調査を実施。